（口頭意見陳述の申立て等）

第十四条　行政不服審査法第三十一条第一項の規定による申立てをしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申立書を審理員に提出しなければならない。

一　申立人の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

二　申立人が口頭で述べようとする意見の要旨

2　審理員は、あらかじめ、申立人に対して、口頭意見陳述を行うべき日時及び場所を通知するものとする。

3　審理員の許可を受けた者は、当該許可に係る口頭意見陳述を傍聴することができる。

4　行政不服審査法第三十一条第三項の規定による許可を得ようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を審理員に提出しなければならない。

一　許可を得ようとする者の氏名及び住所

二　補佐人となるべき者の氏名及び住所

三　補佐人となるべき者と許可を得ようとする者との関係

四　補佐人とともに出頭を希望する理由

5　審理員は、口頭意見陳述終了後遅滞なく口頭意見陳述の結果を調書に作成し、署名押印のうえ、これを文部科学大臣又は文化庁長官に提出しなければならない。

6　審理員は、類似の事案又は関連のある事案に係る口頭意見陳述を併合することができる。

（物件の提出要求等の申立て）

第十五条　行政不服審査法第三十三条の規定による申立てをしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申立書を審理員に提出しなければならない。

一　申立人の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

二　提出を求める物件（以下「物件」という。）の表示

三　物件を所持する者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

四　提出を求める理由（物件の留置きをあわせ申し立てる場合にあっては留置きを必要とする理由を含む。）

（参考人の陳述及び鑑定の要求の申立て等）

第十六条　行政不服審査法第三十四条の規定による申立てをしようとする者は、次に掲げる事項のうち、参考人の陳述の聴取を申し立てる場合にあっては第一号から第三号まで、鑑定の要求を申し立てる場合にあっては第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる事項を記載した申立書を審理員に提出しなければならない。

一　申立人の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

二　参考人又は鑑定人となるべき者の氏名及び住所

三　参考人となるべき者に陳述させようとする事実の概要

四　鑑定の対象となるべきものの表示

五　鑑定により明らかにしようとする事項

2　前項の申立てに係る参考人の陳述の聴取については、第十四条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する。

（検証の申立て）

第十七条　行政不服審査法第三十五条第一項の規定による申立てをしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申立書を審理員に提出しなければならない。

一　申立人の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

二　検証を行うべき場所

三　検証を必要とする理由及び検証により明らかにしようとする事項

（質問の申立て等）

第十八条　行政不服審査法第三十六条の規定による申立てをしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申立書を審理員に提出しなければならない。

一　申立人の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

二　質問の対象となるべき審理関係人（同法第二十八条に規定する審理関係人をいう。）の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

三　質問により明らかにしようとする事項

2　前項の申立てに係る質問については、第十四条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する。

（意見の聴取への参加の申出書の記載事項等）

第十九条　文化財保護法第百五十七条の規定による許可を受けようとする場合の申出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　意見の聴取に参加しようとする者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

二　参加しようとする意見の聴取の期日及び場所

三　参加しようとする意見の聴取に係る事案の要旨及びこれに関する意見

2　前項の書面には、意見の聴取に参加しようとする者が当該意見の聴取に係る処分について利害関係を有する旨を疎明する書面を添付しなければならない。

（意見の聴取の併合）

第二十条　審理員は、類似の事案又は関連のある事案を一の意見の聴取に併合することができる。

（準用規定）

第二十一条　前二条に定めるもののほか、文化財保護法第百五十六条の規定による意見の聴取には、前章及び第十四条第四項の規定を準用する。この場合において、第七条中「文化庁長官が指名する文化庁の職員」とあるのは、「審理員」と読み替えるものとする。

第四章第二節を削る。

附　則

1　この省令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

2　この省令の施行前にされた処分その他公権力の行使に当たる行為に係る意見の聴取及び不服申立ての手続については、なお従前の例による。

○文部科学省令第十二号

文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）及び文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）を実施するため、文部科学省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十日　　文部科学大臣　馳　浩

第一条　文部科学省組織規則（平成十三年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

第八条第十二項及び第十一条第二項第二号中「独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」に改める。

第十八条第五項及び第六項並びに第二十二条第六項中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

第二十三条第二項第二号中「中等教育学校」を「義務教育学校における教育、小学校及び中学校における教育で学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第七十九条の九第一項の規定によるもの、中等教育学校」に改め、同項第七号中「学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）」を「学校教育法施行規則第五十二条の二第一項の規定により教育課程を編成する小学校及び同規則第七十四条の二第一項の規定により教育課程を編成する中学校における教育並びに同規則」に改める。

第二十四条第六項中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。